

34 朝鮮通信使と庶民

～負担と特需～

1 朝鮮通信使の来朝

朝鮮通信使とは、将軍就任の祝賀などの目的で朝鮮から使節が派遣されたもので、江戸時代を通じて12回来朝している。このうち、現在の静岡県を通信使一行が往復したのは10回である。一行は300人から500人ほどであったが、幕府の権威を内外に見せるために通信使一行の接待には莫大な金をかけた。また、幕府から接待を命じられた大名たちも、他の藩より劣ることのないように贅を極めた（そのため、正徳の治で新井白石が接待を簡素化しようとしたが、あまりうまくいかなかった）。それらの費用は大名（藩）の負担となるとともに、通信使一行が通る周辺の村々の負担ともなった。最後の朝鮮通信使は1811（文化8）年であるが、通信使を招聘しなくなったのは、諸藩の財政難があったからだと考えられている。

2 物資の調達

〈史料1〉は朝鮮通信使通行に際し、豊田郡小川村（浜松市天竜区）で負担した物品に関する史料で、前回の通信使来日時の1719（享保4）年にとどのような物品を調達したかを書き出して、1748（寛延元）年の朝鮮通信使来朝に備えて、1746（延享3）年に報告したものである。小川村では、炭や薪の他、「塩鹿（塩漬けの鹿肉）」や

〔史料1〕延享三年三月 享保四年の朝鮮使節通行時に豊田郡小川村より提出品書付

享保四亥年朝鮮人來朝の節、村役に差出し候品々書付

一 塩鹿 式疋

是は浜松御賄所亀田三郎兵衛様、増田太兵衛様御手代衆へ相納め申し候

〔中略〕

一 角倉六艘

是は天竜池田村舟橋御用松木、西鹿島村・二又村御林より御伐出し候品、右村より池田村まで積下し、池田村において小沢重蔵殿・市川助左衛門殿へ相渡し申し候、その外右角倉六艘にて舟橋御役相勤め申し候

〔中略〕

右は享保四亥年、朝鮮人來朝の節、当村より村役に差し出し候品々、書面の通り少しも相違御座なく候、御吟味の上、若し相違御座候はば、何分の御咎にも仰せ付けらるべく候、以上

延享三年寅十二月

遠州豊田郡小川村

名主 又右衛門

組頭 徳兵衛

百姓代 市郎左衛門

御役所

〔静岡県史〕資料編13近世五 339頁



〈写真1〉「天和貳年戌八月朝鮮人來朝二付 富士川船橋絵図（天和2年8月）」

「角倉（小舟のこと）」などを負担している。この史料から、朝鮮通信使一行には鹿肉など贅沢な食材が振舞われたこと、天竜川には一行の通過に備えて、普段はなかった「舟橋」が特別に架

けられたことがわかる。舟橋の舟は普段は渡船など河川運送にかかわっている小舟を調達したもので、通信使一行が帰国のために通過すれば、解体されて本来の運送業務に戻った。

さて、民衆は通信使一行を、どのように見ていたのであろうか。朝鮮通信使一行は、鎖国で外国人を見る機会のほとんどない当時の日本人にとって、一大イベントであった。普段見たことのない衣装など、異国文化に対する物珍しさから東海道には多くの見物人が集まり、それに関連して、通信使一行に対し非礼な態度で見物しないよう命令も出ている。民衆は重い負担に耐えながらも、通信使一行の通過を楽しみにしていたと考えられる。

3 通信使がもたらす特需

また、通信使一行は経済的にも大きな影響があった。

〈史料2〉は、1719（享保4）年の通信使一行接待に際し、伊豆国の村々より鶴・雉・卵などを調達するために代官（幕府の役人）から出された触書^{ふれがき}であるが、それらの食材を調達するのに「請負人」が商人のなかから「入札」^{いれふだ}で決められ、村々から「請負人」に「相応の直段（適正な値段）」^{うけおいにん}で食材を売るように、といった内容が書かれている。ここで重要なのは、通信使の接待のために様々な物品が必要になるため、商人をはじめ一部の民衆は収入が増えたであろうということである。つまり、通信使来朝が一時的な需要となり、沿道の民衆に小景気をもたらしたと考えられる。通信使一行接待のため新たに臨時施設などが建てられたり、道の修理が行われたりしたから、かなり広い範囲にその恩恵があったことが想像される。通信使は民衆に負担だけではなく、恩恵ももたらしたというわけである。このように、朝鮮通信使は幕府の外交だけではなく、庶民の生活にも大きな影響を与えていたのであった。

〈参考文献〉

『静岡県史』通史編3近世一 第2編第5章第1節 他
渡辺和敏「朝鮮通信使の通行」（『静岡県史研究』第9号）

〔史料2〕享保四年七月 今秋の朝鮮使節通行について代官触書
当秋朝鮮人來朝につき、天和年中三島宿泊・箱根宿昼休、両御所へ伊豆國中より差し出し候、鶴・雉子・玉子・魚類・青物野菜ならびに菓類等の儀、先年の通り、この度も右両御所へ差し出し候品々、國中村役申しつけるべき旨仰せ付けられ候、然る處、請負人入札申し付け、直段相極め置き、追って代金割合村々より甲乙なく取り立てるべき旨仰せ渡され、則ち相伺い、請負人申し付け置き候、村々その意を得、鶴・雉子・玉子・魚類・野菜・水菓子類ともに村々有り合わせ候物、請負人方へ相応の直段にて代金これを取り、相払い申すべく候、鶴・雉子・玉子品々村役に差し出し候心得にて、滞りなく売り渡し申すべく候

〔中略〕
〔享保四年〕
亥七月

伊豆国御料・私領村々
〔静岡県史〕資料編13近世五 339頁

可原清兵衛
江川太郎左衛門

TOPICS

〈写真1〉は、朝鮮人通行のため、富士川に架けられた舟橋の絵である。目に付くのは、舟に掲げられた「日の丸」である。関連史料である「朝鮮人來朝歸国共二 駿州富士川舟橋掛渡品々覚書」（国文学研究資料館蔵 歴文kks60-10-16）という舟橋建造の記録に、28艘の舟を使うことや、前回の来朝時には付けなかった橋の高欄を付けること、長さ2尺5寸（1尺は約30cm）、幅1尺の木綿に「日の丸」をつけ、舟印にして、舟の舳先（へさき）に長9尺の竹に付けて舟ごとに立てて並べることなど、舟橋の様子が書かれている。